

放課後児童支援員認定資格研修

— 科目15—

放課後児童支援員の仕事内容

映像教材の説明文書

- 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
 - ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2 子どもを理解するための基礎知識
 - ④子どもの発達理解
 - ⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥障害のある子どもの理解
 - ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
 - ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩障害のある子どもの育成支援
- 4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
 - ⑪保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫学校・地域との連携
- 5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
 - ⑬子どもの生活面における対応
 - ⑭安全対策・緊急時対応
- 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能**
 - ⑮放課後児童支援員の仕事内容**
 - ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業

★☆☆☆☆☆☆ 映像教材の活用方法 ★☆☆☆☆☆☆

本映像教材は、厚生労働省「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における放課後児童支援員等研修事業実施要綱「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」に沿って作成したものです。

放課後児童クラブ運営指針および放課後児童クラブ運営指針解説書に準拠して作成していますので、放課後児童支援員認定資格研修において、講師や実施主体等が活用することができます。以下に活用方法と留意点を示します。

★☆☆☆☆☆☆ 科目の担当講師による活用例 ★☆☆☆☆☆☆

○講義組立のための参考資料として

新たに講義を担当される講師に、研修内容を理解していただくための参考としていただけます。その際には、この説明文書にある「講義の際の参考情報と、本教材の使用箇所・内容について」を参照していただくことをお勧めします。

○講義中で部分的に投影する

映像教材は、各科目で重要とされている内容を整理して、項目ごとに作成しています。そのため、部分的な使用が可能です。

活用方法として、それぞれ項目について話をする際に、まず、映像教材の該当する項目(チャプター)を投影したうえで、講師が具体的な事例をあげながら説明することもできますし、講師がその項目全体を説明をした上で、項目ごとのまとめとして、映像教材を見て、ふりかえりをしてもらうような活用方法もあります。

また、さまざまなデータや制度等の紹介場面を活用し、それ以外の部分については、地域の実情に応じた講義をすることなども考えられます。

なお、データは徐々に古くなることや制度上にもさまざまな変更があると考えられるため、講義の中で最新情報を補ったり、資料を配付することや、プレゼンテーションソフトなどを活用して音声を入れて差し換え用の画像を作成し、映像教材と組み合わせて活用することも可能です。

○他の科目の映像教材を活用する

放課後児童支援員認定資格研修では、科目間で講義内容が重複する部分を調整することが望めます。その結果、他の科目で収録されている映像教材を活用することも可能です。

★☆☆☆☆☆ 研修実施方法別の活用法、留意点 ★☆☆☆☆☆

○集合研修時の活用

受講者数に応じた会場を用意し、講師と協力して、映像教材を投影して、研修を実施することが可能です。講師のプレゼンテーションソフトに取り込むことも有効です。

○サテライト開催での活用

サテライト開催の場合は、基本的に中央会場での講義並びに映像教材視聴をライブ配信により、映像を投影して実施します。サテライト側においても、本人確認や受講確認を行います。

☆☆☆☆☆ 受講者からの質問への対応について ★☆☆☆☆

講師は、映像教材を使用する場合は、必ず事前に収録されている内容を確認していただき、質問への対応ができるようにしてください。

なお、それぞれの項目ごとに、参考文献を掲載していますので、合わせて確認されることをお勧めします。

★☆☆☆☆☆☆ 資料や教材について ★☆☆☆☆☆☆

別DVDに収録しているスライド資料を活用することも可能です。必要箇所のみを印刷し、配付することもできます。

都道府県等認定資格研修ガイドラインで示している通り、放課後児童支援員認定資格研修では、放課後児童クラブ運営指針ならびに放課後児童クラブ運営指針解説書を使用する必要がありますので、該当箇所を示すことも有効です。

★☆☆☆☆☆☆ そのほかの活用例 ★☆☆☆☆☆☆

放課後児童支援員や放課後児童クラブの運営主体等において、復習や研修内容の共有のために、この映像教材を活用いただくことが可能です。その際には、厚生労働省YouTubeチャンネル(巻末参照)からご覧ください。

本科目のシラバス

(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知より)

<項目名>

6 放課後児童支援員として求められる役割・機能

<科目名>

6-⑯ 放課後児童支援員の仕事内容(90分)

<ねらい>

- 放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。
- 放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。
- 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。

<ポイント>

○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑯」の科目内容を活用することが望ましい。

<主な内容>

- 放課後児童支援員の仕事内容
 - ・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割
 - ・育成支援を支える職務の内容
- 放課後児童支援員に求められる資質及び技能
 - ・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容
 - ・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性
- 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方
 - ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築
 - ・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成
- 放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理
 - ・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任
 - ・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み

<講師要件>

ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員)

本教材のもくじ

※DVDのチャプターと対応しております

1. 子どもから見た放課後児童クラブにおける
遊び及び生活と放課後児童支援員の役割
2. 記録、事例検討の重要性
3. 放課後児童支援員の自己研鑽
4. 職員集団のあり方

講義の際の参考情報と、 本映像教材の使用箇所・内容について

都道府県等認定資格研修ガイドラインにおけるシラバスに示されている講義内容の例示をしています。シラバスで示されている講義の柱を「主な内容」とし、それぞれの講義で活用が想定される映像教材を囲みで記載しています。

(凡例) ○ = シラバスで示している内容

◆ = 講義の際に活用できる参考情報

解説書 = 厚生労働省編(2021)「改訂版放課後児童クラブ運営指針解説書」フレーベル館

導入 ～ 主な内容①放課後児童支援員の仕事内容

- ねらいと主な内容の確認
- 育成支援の内容と放課後児童支援員の役割
- 育成支援を支える職務の内容

◆放課後児童クラブ運営指針第1章3(解説書P.26～33)、第3章5(1)(2)(解説書P.122～128)、第4章1(解説書P.129～131)の内容を解説する。

【教材】項目1:子どもから見た放課後児童クラブにおける
遊び及び生活と放課後児童支援員の役割

収録時間:約9分

収録内容:

○子どもの立場に立った育成支援

【教材】項目2：記録、事例検討の重要性

収録時間：約9分

収録内容：

○記録の重要性、必要性

○事例検討の方法

主な内容②放課後児童支援員に求められる資質及び技能

○「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容

○放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性

◆放課後児童クラブ 運営指針第1章3(3)(4)(解説書P.28～29)、第7章3(2)(解説書P.199～201)の内容を解説する。

◆研修は、新たな知識や視点を放課後児童クラブに取り入れ、実践を振り返る貴重な機会であるため、放課後児童支援員は、研修等に参加し、知識や技能の習得、維持及び向上に努める必要がある。

【教材】項目3：放課後児童支援員の自己研鑽

収録時間：約5分

収録内容：

○放課後児童支援員等の役割

○研修

主な内容③放課後児童クラブにおける職員集団のあり方

○情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築

○事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成

◆放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準第12条、第16条の内容を解説する。

◆放課後児童クラブ運営指針第7章1(1)(解説書P.183～185)、第7章3(1)(解説書P.198)の内容を解説する。

◆実際の全体会議やミーティングの様子を例示し、全体の共有事項や話し合い方についてイメージできるようにする。

【教材】項目4：職員集団のあり方

収録時間：約5分

収録内容：

○子どもから見た職員集団

○職員集団を形成するための取組

主な内容④放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理

○放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任

○職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み

◆放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準第12条、第16条の内容を解説する。

◆放課後児童クラブ運営指針第7章1(1)(解説書P.183～185)の内容を解説する。

まとめ

◆講義のまとめと振り返りをすることも有効である。

<教材使用時の留意事項>

この教材で示しているデータは、可能な限り、作成時における最新情報を使用しています。今後、受講生には適宜、最新データに基づく情報を提供することが必要になります。教材のなかで「出典」「参考資料」を示していますので、確認することをお勧めします。

参考サイト:

政府統計の総合窓口 e-Stat

<https://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 放課後児童健全育成事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体は、このDVDに格納しているデータを講師に提供することが可能です。受領した講師は、放課後児童支援員認定資格研修を実施するにあたって、使用することが可能です。部分的に使用することは可能ですが、内容の改変はご遠慮ください。

<厚生労働省YouTubeチャンネル>

放課後児童支援員認定資格研修動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/v_houkago.html

★本映像教材は、厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究」(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の成果を活用して、作成しました。

監修委員 (五十音順) ○は本科目担当者

- 植木 信一 新潟県立大学 教授
- 上村 康子 大阪教育福祉専門学校 特別任用非常勤講師
- 尾木 まり 子どもの領域研究所 所長
- 高橋 貴志 白百合女子大学 教授
- 中川 一良 社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長
- 野中 賢治 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
- 水野かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事